

社会福祉法人自立更生会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 相談支援事業の経営
- (ウ) 地域活動支援センター事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人自立更生会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県盛岡市青山四丁目9番40号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が275,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、各1名を副理事長及び専務理事とする。
 - 4 前項の専務理事をもって社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 理事長を除く各理事は、社会福祉法人自立更生会庶務規則(昭和62年規則第1号)第3条に規定する生産活動、支援、庶務の各部門の部門担当理事を担任する。
 - 6 監事のうち1名を代表監事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 部門担当理事は理事会の承認を得たうえで、理事長が指名する。
- 4 代表監事は、監事の互選により選定する。

(責任の免除)

第17条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 部門担当理事は、部門別担当者会議において指導、助言を行うとともに、理事会において、部門別担当者会議における検討状況及び課題等に関し、必要に応じ報告及び協議を行うものとする。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 代表監事は、監査方針及び監査の役割分担を定めるとともに、監査報告の取り纏めを行う。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該案件について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 1,003,500円
- (2) 岩手県盛岡市青山四丁目201番地13所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建盛岡アビリティセンター施設 1棟 (693.90平方メートル)
- (3) 岩手県北上市二子町秋子沢214番地7所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建北上アビリティセンター施設 1棟 (615.40平方メートル)
- (4) 岩手県花巻市下似内第17地割55番地、55番地1、56番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建花巻アビリティセンター施設 1棟 (707.90平方メートル)
- (5) 岩手県宮古市板屋三丁目22番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建宮古アビリティセンター施設 1棟 (530.10平方メートル)

- (6) 岩手県盛岡市青山四丁目 329 番地 3 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建盛岡杉生園施設 1 棟 (184.66 平方メートル)
- (7) 岩手県盛岡市青山四丁目 201 番地 12 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1 棟のうち盛岡杉生園施設 (436.92 平方メートル)
- (8) 岩手県北上市二子町秋子沢 214 番地 5 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建とばせ園施設 1 棟 (951.75 平方メートル)
- (9) 岩手県盛岡市巻堀字巻堀 91 番地 1 所在の軽量鉄骨・木造合金メッキ鋼板ぶき平家建社会就労センター・ひめかみの風施設 1 棟 (402.16 平方メートル)
- (10) 岩手県盛岡市巻堀字巻堀 91 番地 1 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建社会就労センター・ひめかみの風施設 1 棟 (37.63 平方メートル)
- (11) 岩手県北上市二子町秋子沢 214 番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建とばせ園施設 1 棟 (66.24 平方メートル)
- (12) 岩手県北上市二子町秋子沢 69 番 132 所在の山林 (1,833 平方メートル)
- (13) 岩手県盛岡市青山四丁目 329 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建盛岡杉生園施設 1 棟 (171.00 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岩手県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岩手県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岩手県盛岡広域振興局長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岩手県盛岡広域振興局長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人自立更生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	吉田義正
理事	工藤栄市
理事	西郷賢治
理事	赤坂三郎
理事	三浦昭雄
理事	高橋毅
理事	小田益
理事	宮崎芳道
監事	秋山信勝
監事	福士清

（附則が定款変更申請時に記載されていない認可事項の経緯）

- （1） 昭和63年5月12日岩手県指令成第223号
（理事の変更及び盛岡アビリティセンター基本財産の編入等）
- （2） 平成元年5月15日岩手県指令成第208号
（北上アビリティセンターの設置及び同基本財産の編入等）

- (3) 平成元年8月1日岩手県指令成第573号
(事務所の所在地住居表示変更及び監事数の変更)
- (4) 平成4年3月31日岩手県指令成第1523号
(花巻アビリティセンターの設置経営の編入等)
- (5) 平成4年4月23日岩手県指令成第146号
(盛岡アビリティセンター玉山分場の設置経営の編入等)
- (6) 平成4年6月19日岩手県指令成第405号
(本部所在地の変更)
- (7) 平成4年8月24日岩手県指令成第687号
(宮古アビリティセンターの設置経営の編入及び役員定数の変更)
- (8) 平成6年6月23日岩手県指令成第299号
(宮古アビリティセンター基本財産の編入及び役員定数の変更)
- (9) 平成9年4月10日岩手県指令成第58号
(社会福祉法人準則一部改正に伴う変更)
- (10) 平成10年3月31日岩手県指令成第1350号
(盛岡杉生園の設置経営の編入及び語句の訂正)
- (11) 平成10年9月21日岩手県指令成第765号
(盛岡杉生園の建物床面積の修正)
- (12) 平成11年2月17日岩手県指令成第1318号
(宮古アビリティセンターの所在地の変更)
- (13) 平成11年6月18日岩手県指令成第1023-2号
(精神薄弱者福祉法等の一部改正に伴う変更)
- (14) 平成11年9月22日岩手県指令成第1023-3号
(基本財産基金の増額及び知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正に伴う変更)

附 則 (平成13年 1月17日岩手県指令盛地保第1044-7号)

- 1 この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。
- 2 役員の定数の増員により選任された役員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず現任者の残任期間とする。

(とばせ園の設置経営、監事数の増員、代表監事の選任、専務理事の選任)

附 則 (平成14年 7月 8日岩手県指令盛地保第1386号)

この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。

(目的の変更、経営の原則追加、理事のうちに含まれる親族その他特殊の関係にある者の制限人数の変更、専務理事の任期、役員の報酬等)

附 則 (平成15年 2月26日岩手県指令盛地保第1044-7号)

- 1 この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。
- 2 改正前の社会福祉法人自立更生会定款によって選任された役員については、残任期間に限り改正後の社会福祉法人自立更生会定款(以下「改正後の定款」という。)第7条第1項及び第2項の規定により選任されたものとみなす。
- 3 改正後の定款によって選任された最初の評議員の任期は、第17条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

(事業の追加、理事定数及び選任の変更、評議員会の設置)

附 則 (平成16年11月26日岩手県指令盛地保第3009-27号)

この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。

(副理事長及び部門担当理事の選任、語句の整備)

附 則 (平成18年 8月22日岩手県指令盛地保第3025-15号)

- 1 この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。
- 2 この定款による理事及び評議員の定数の増員によって選出された理事及び評議員の任期は、それぞれの任期の規定にかかわらず、現任者の残任期間とする。

(理事及び評議員の増員、準則の改定に伴う語句の整備)

附 則 (平成19年 3月 1日岩手県指令盛地保第3025-73号)

この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。

(サービス内容の変更)

附 則 (平成19年 9月27日盛地保第3029-4号)

この定款は、盛岡地方振興局長が定款変更届出を受理した日から施行する。

(玉山分場の整備)

附 則（平成20年 3月18日岩手県指令盛地保第3028-52号）

この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成20年 4月 1日から施行する。

（障害者自立支援法による新事業移行、文言の整備、文言の錯誤の訂正）

附 則（平成20年 9月29日岩手県指令盛地保第1501-17号）

この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。

（施設名称の変更、基本財産の追加）

附 則（平成21年 6月 1日岩手県指令盛地保第1501-4号）

この定款は、岩手県盛岡地方振興局長の変更認可のあった日から施行する。

（基本財産の追加、建物所在地及び家屋表記の整備、準則の改正に伴う語句の整備）

附 則（平成23年 1月11日岩手県指令盛広保第1501-17号）

この定款は、岩手県盛岡広域振興局長の変更認可のあった日から施行する。

（増築による基本財産の変更、岩手県組織の再編に伴う所要の整備）

附 則（平成25年 3月29日盛広保第1502-3号）

この定款は、理事会の議決の日から施行する。

（土地取得による基本財産の追加）

附 則（平成25年 6月 4日岩手県指令盛広保第1501-4号）

この定款は、岩手県盛岡広域振興局長の変更認可のあった日から施行する。

（グループホームくろいわの設置、事業所の名称変更）

附 則（平成25年 7月17日盛広保第1502-3号）

この定款は、理事会の議決の日から施行する。

（増築による基本財産の変更）

附 則（平成26年 3月27日岩手県指令盛広保第1501-26号）

この定款は、岩手県盛岡広域振興局長の変更認可のあった日から施行する。

（事業種類の追加、定款準則の一部改正に準拠した事業表記の変更）

附 則（平成28年 1月22日岩手県指令盛広保第4035-4号）

この定款は、平成28年 4月 1日から施行する。

（社会就労センター・ひめかみの風の所在地の表示変更）

附 則（平成29年 1 月 23 日岩手県指令盛広保第4035-13号）

この定款は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（社会福祉法改正に伴う一部変更）

附 則（平成29年 4 月 24 日盛広保第4035-2号）

この定款は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（増築による基本財産の変更）

附 則（令和元年 7 月 10 日盛岡広保第4260号）

この定款は、評議員会の議決の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。

（盛岡杉生園食品加工作業訓練施設建設による基本財産の増加）

附 則（令和元年10月16日盛広保第4340号）

この定款は、評議員会の議決の日（令和元年10月11日）から施行する。

（増築による基本財産の変更）

附 則（令和 2 年 9 月 14 日盛広保第4230号）

この定款は、評議員会の議決の日（令和 2 年 6 月 26 日）から施行する。

（増築による基本財産の変更）

附 則（令和 3 年 4 月 12 日岩手県指令盛広保第4167号）

この定款は、岩手県盛岡広域振興局長の変更認可のあった日から施行する。

（副理事長職の設置）